



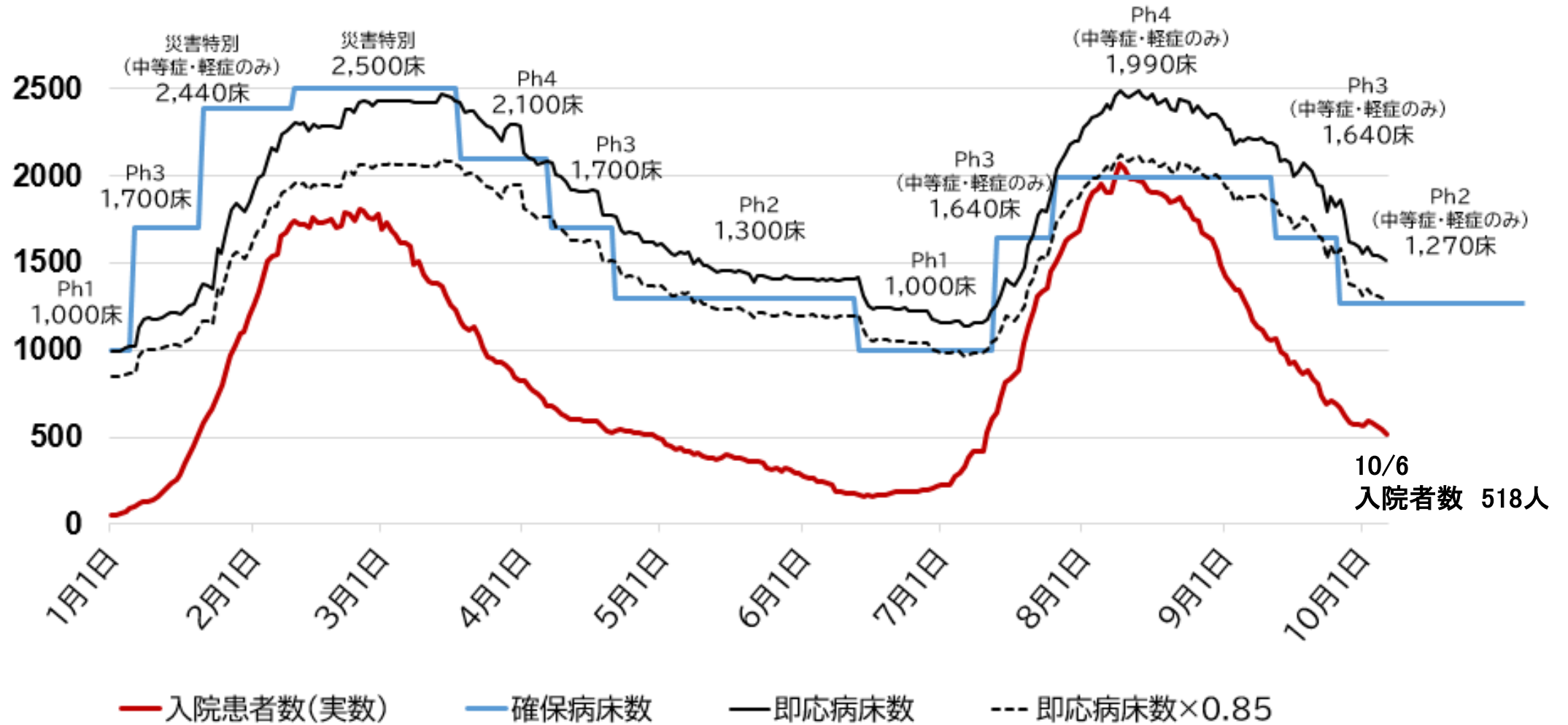
# 病床確保フェーズ及び レベルの引き下げについて

健康医療局

令和4年10月11日

# 病床と入院者数の推移

2022年10月6日現在



10/6  
入院者数 518人

(確保病床はその時点における病床確保フェーズの確保病床)

## 「病床確保フェーズ」の引下げ

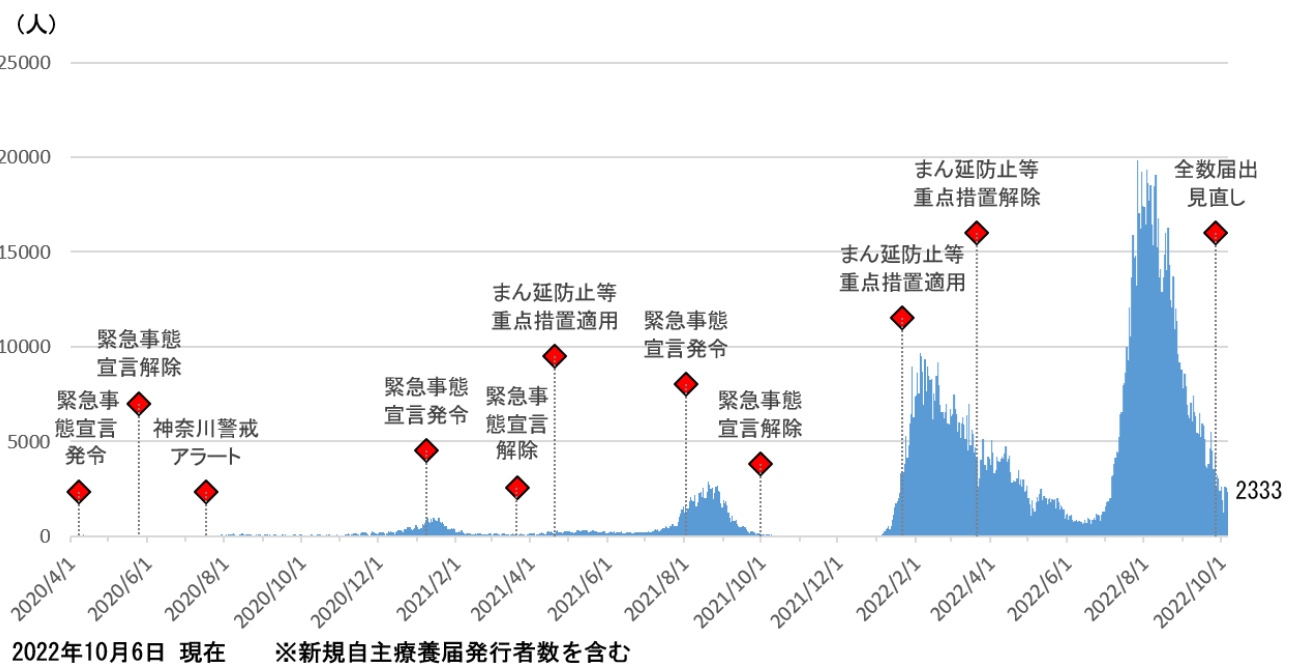
- **中等症・軽症**の入院患者に**減少傾向**が見られることを踏まえ、**10月11日（火）**から、**中等症・軽症の病床確保フェーズを「2」から「1」に引き下げる。**（重症は「1」のまま。）

確保病床	重症	100床	→	100床	（増減なし）
	中等症・軽症	1,170床	→	900床	（△270床）
	計	1,270床	→	1,000床	（△270床）

## 「レベル」の引下げ

- 病床確保フェーズの引下げに伴い、**レベルを「2」から「1」に引き下げる。**
- **無料検査事業**における**一般検査事業**の取り扱いについては、**感染拡大を防止し、県民の感染不安の軽減を図るため、「当面の間」継続する。**

# 新規感染者（新規自主療養届発行者数を含む）の推移（実数・日別）



	日	月	火	水	木	金	土	
8月	7	8	9	10	11	12	13	週合計
	14	15	16	17	18	19	20	週合計
	21	22	23	24	25	26	27	週合計
	28	29	30	31	9/1	2	3	週合計
	4	5	6	7	8	9	10	週合計
	11	12	13	14	15	16	17	週合計
	18	19	20	21	22	23	24	週合計
9月	25	26	27	28	29	30	10/1	週合計
	2	3	4	5	6	7	8	週合計
	9	10	11	12	13	14	15	週合計
	16	17	18	19	20	21	22	週合計
	23	24	25	26	27	28	29	週合計
	30	1	2	3	4	5	6	週合計
	7	8	9	10	11	12	13	週合計
10月	14	15	16	17	18	19	20	週合計
	21	22	23	24	25	26	27	週合計

※新規感染者数（新規自主療養届発行者数を含む）

# (参考)新たなレベル分類と病床確保フェーズとの関係整理表

レベル(L)		状況	病床確保フェーズ(Ph) ※1	レベルアップ基準(案) ※2	レベルダウン基準(案) ※2	具体的対策 ※3
L4	避けたいレベル	一般医療を大きく制限しても、新型コロナへの医療に対応できない。		【L3→L4】 災害特別フェーズでの対応も困難になったとき	—	
L3	対策を強化すべきレベル	一般医療を相当程度制限しなければ新型コロナへの医療対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなる。	「災害特別フェーズ」 最大確保病床2100床+400床 うち重症210床+60床	【L2→L3】 Ph4に引き上げ	【L4→L3】 ①現在の入院者数がピークアウト傾向 ②救急搬送困難事例数が減少傾向	【医療提供体制】 ○一般医療の延期(通知による) ○入院基準をSpO2基準に変更 ○緊急酸素投与センター稼働 ○早期処方指針 ステロイド処方段階
			Ph 4 最大確保病床 2100床 うち重症210床			【社会への要請】 ○ワクチン検査パッケージ停止
L2	警戒を強化すべきレベル	一般医療・新型コロナへの医療への負荷が生じているが、病床拡大により医療が必要な患者への医療提供ができています。	Ph 2/3 確保病床1300~1700床 うち重症130~160床	【L1→L2】 Ph2に引き上げ	【L3→L2】 Ph3に引き下げ	【社会への要請】 ○まん延防止等重点措置[Ph3]
L1	維持すべきレベル	一般医療が確保され、新型コロナ医療にも対応可能。	Ph 1 確保病床1000床 うち重症100床	【L0→L1】 Ph1に引き上げ	【L2→L1】 Ph1に引き下げ	
L0	感染者ゼロレベル	新規陽性者ゼロを維持できている。	Ph 0 確保病床120床 うち重症20床		【L1→L0】 Ph0に引き下げ	

※1 病床確保フェーズの引き上げの考え方:入院患者数の増加傾向が継続し、各フェーズの確保病床の85%を超えることが想定される3週間前に上のフェーズに引き上げる。

病床確保フェーズの引き下げの考え方:入院患者数の減少傾向が継続し、仮に再上昇しても3週間の猶予があると想定される場合に下のフェーズに引き下げる。

※2 レベルアップ基準、レベルダウン基準については、上記表記載の基準を原則とするが、その他の要素を含めて総合的に考慮し、決定することとする。

※3 個々の具体的対策を講じる時期については、変異株の特性、新規発生患者・入院者数の状況等を総合的に考慮し、柔軟に対応することとする。



# 令和4年9月26日以降の 県の取組について

令和4年9月21日制定  
令和4年10月11日変更

# 県民の皆さんに対して

9月26日（月）～

県民向け

## 1 一人ひとりが徹底用心(法によらない働きかけ)

○M・A・S・Kなど基本的な感染防止対策の再徹底

- ・適切なマスクの着用、三密の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等
- ・会食の際は、短時間、少人数で、マスク飲食の実践

○高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方を感染から守る対策の徹底

- ・高齢者や基礎疾患のある方や同居家族は家庭内でもマスク着用などの「うつさない、うつらない」対策の実施
- ・高齢者施設の従事者は、抗原検査キットによるセルフテストを積極的に活用

○マスク飲食実施店の利用

○ワクチン接種の積極的な検討

○感染時の自宅療養に備えた抗原検査キットや食料等の備蓄

○療養期間中の外出等の際は、マスク着用の徹底

## 2 セルフテストと陽性者登録(法によらない働きかけ)

○体調に異変を感じたら抗原検査キットによるセルフテスト

○感染した場合は、ハイリスク者以外の方は、「陽性者登録窓口」への登録を第一の選択肢に

# 飲食店・大規模集客施設等に対して

9月26日（月）～

事業者向け

飲食店等

- 短時間、少人数、マスク飲食などの感染防止対策の推奨（法によらない働きかけ）
- 飲食店等での感染対策の強化、特に換気とマスクの適切な着用・マスク飲食（法によらない働きかけ）
- 業種別ガイドライン遵守（法第24条第9項）
- マスク飲食実施店認証制度の取組の継続（法によらない働きかけ）

大規模  
集客施設等

- 人が集まる場所での感染対策の徹底（法によらない働きかけ）
  - ・従業員への検査の勧奨
  - ・適切な換気
  - ・手指消毒設備の設置
  - ・入場者の整理・誘導
  - ・発熱者等の入場禁止
  - ・入場者へのマスクの着用等の周知
- 業種別ガイドライン遵守（法第24条第9項）



# イベントに対して

9月26日（月）～

事業者向け

イベント

○次の人数上限を遵守（法第24条第9項）

大声 ※1	区分 ・安全計画策定 ・チェックリスト公表	5,000人以下 の施設	5,000人超～ 10,000人以下の 施設	10,000人超の 施設
あり	チェックリスト公表	収容定員の半分まで可		
なし ※2	チェックリスト公表 （安全計画なし）	収容定員 まで可	5,000人まで可	収容定員の 半分まで可
	安全計画策定		収容定員まで可	

※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」

※2 令和4年9月9日より、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。（緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の場合に限る。）

○感染防止対策の徹底（法によらない働きかけ）

○業種別ガイドライン遵守（法第24条第9項）

# その他

## 【事業者全般に対して①】

- 職場における感染防止のための取組(テレビ会議の活用等)(働きかけ)
- 在宅勤務(テレワーク)等の推進(働きかけ)
- 業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

## 【事業者全般に対して②】

- 従業員や児童生徒等からコロナ感染による休暇取得を求められた場合、証明のための医療機関の受診や、療養証明書の提出を求めず、必要な場合は診療明細書、セルフテストの画像、県の陽性者登録窓口に登録後に送られた受付確認メール等代替書類※の提出により休暇を認める。(働きかけ)

※ 生命保険協会ホームページ参照 <https://www.seiho.or.jp/info/news/2022/20220901.html>

# その他県の取組

## 【かながわ旅割】

- ~~感染症対策の基準となるレベルは2を継続し、社会経済活動との両立の観点から「かながわ旅割」事業は継続~~

## 【無料検査事業（一般検査事業）】（法第24条第9項による検査の推奨）

- ~~感染症対策の基準となるレベルは2を継続することから、不安を感じる県民の方に身近な場所での検査の機会を提供する「無料検査事業」における一般検査事業は、当面の間、継続~~

## 【公立学校等における取組】

- 「県教育委員会における今後の教育活動等について」に基づき、必要な対応を図る。

## 【県機関における対応】

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき対応
  - ・ 「全庁コロナ・シフト」の維持に向け、事業見直しを徹底し、感染拡大期等には、職員確保を優先
  - ・ 県が主催するイベントの原則中止・延期はしないが、感染状況に応じ、事業の中止や実施方法、着手時期を見直す